

2025年5月15日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介  
(コード番号：2743 東証スタンダード)  
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大  
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

## 第39期計算書類承認決議に関するお知らせ

当社は、第39期計算書類につきまして、監査法人より「限定付適正意見」が付されており、会社法第438条第2項によれば、定時株主総会の報告事項ではなく、承認決議事項であったにもかかわらず、2025年3月28日に開催した第39期定時株主総会では、当該計算書類を報告事項として取り扱いました。

### 1. 背景

2025年2月28日開催の取締役会において、当社は第39期定時株主総会の議案を決議し、計算書類を報告事項として位置付けました。しかしながら、2025年3月11日の社内検証により、監査法人より「限定付適正意見」が付された場合は、計算書類を定時株主総会の承認事項とすべきである可能性が高いことを確認しました。その際、顧問弁護士からは承認決議事項であるとの見解を得た一方、監査法人からは報告事項であるとの見解が示され、信託銀行からは発送準備が完了しており、議案の追加がスケジュール上困難である旨の回答を受領いたしました。これらのことから当社としましては、定時株主総会を延期するか、予定通り定時株主総会を開催しその他の議案の決議承認を優先するか社内で検討しました結果、ガバナンス体制の早期整備（監査等委員会への移行、新任役員を選任）を優先し、予定どおり定時株主総会を開催することといたしましたが、計算書類の承認決議を欠いた状態となっております。

### 2. 今後の対応

上記事情を踏まえ、定時株主総会の再開や臨時株主総会での承認取得の是非について、当社取締役会、顧問弁護士と協議を重ねた結果、会社法および定款との整合性、株主への説明責任、法的安定性などを総合的に勘案し、当社は計算書類の法的確実性を担保すべく、次回2026年3月開催予定の定時株主総会において、第39期計算書類の承認決議を付議する方針といたしました。

なお、本対応は、過去に同様の事例において採用された実績も確認されており、現時点で当社が取り得る選択肢の中では、最も合理的かつ法的安定性の高い措置であると判断しております。

### 3. 業績への影響

本件に関連して、2025年12月期の業績に与える影響は、現時点で軽微であると見込んでおります。なお、今後開示すべき重要な事象が判明した場合には、速やかに適切な開示を行ってまいります。

当社は、監査法人との情報連携体制および社内確認フローを抜本的に見直し、再発防止策を講じてまいります。株主・投資家の皆様には多大なるご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後とも一層の信頼回復に努めてまいります。

以 上